

郡山市高齢者在宅生活支援事業実施要綱

平成23年10月1日制定

平成26年6月11日一部改正

平成28年3月30日一部改正

平成31年2月15日一部改正

令和元年9月6日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和7年3月25日一部改正

令和8年1月30日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活上の支援を必要とする高齢者に対し、その支援に係る費用の一部を助成することにより、高齢者が住み慣れた自宅で生活を継続することができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者」とは、市内に住所を有する在宅の75歳以上（この事業の実施年度において、75歳に達する場合を含む。）の者をいう。

(事業の実施)

第3条 この事業は、郡山市と公益社団法人郡山市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）が協定を結び、実施するものとする。

(助成の対象者)

第4条 助成の対象者は、単身世帯の高齢者のほか、次に掲げる者と同居する高齢者とする。

(1) 65歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳を所持する者

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項第2号に定める要介護者

(助成の対象となる支援)

第5条 助成の対象となる支援は、次の各号に掲げる内容のものとする。ただし、法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定を受けている者又は郡山市介護予防・日常生活支援総合事業施行規則（平成28年郡山市規則第43号。以下「規則」という。）第5条に定める確認を受けた者は、法第8条第2項に定める訪問介護又は規則第4条第1項第1号に定める介護予防訪問介護相当事業により受けることができる支援を除くものとする。

(1) 清掃支援

- ア 住居内外の清掃及び物品の整理
- イ 庭の除草（草の処分を除く。）

(2) その他家事支援

- ア 食料品、雑貨その他の生活必需品の購入
- イ 電球の交換その他の高所の作業
- ウ 自宅敷地内の除雪
- エ その他住居内外の軽易な作業

2 市は、前項の支援に対し、1回当たり600円を助成する。

3 前項の助成の金額は、一会計年度につき7,200円を限度とし、助成の方法は、1枚600円の利用券を交付することにより行う。

(助成の申請)

第6条 利用券の交付を受けようとする者は、郡山市高齢者在宅生活支援事業申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本事業の助成を受けようとする者は、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により申請することができる。この場合において、当該申請は、当該申請を書面により行うときに記載すべきこととされている事項が記録されていなければならない。

(申請の代行)

第6条の2 利用者家族、介護支援専門員、地域包括支援センター職員その他の利用者以外の者が前条の申請について代行するときは、申請の際に利用者との関係を記載しなければならない。

(利用券の交付等)

第7条 市長は、前2条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、利用資格があると認めるときは、郡山市高齢者在宅生活支援事業利用通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知し、併せて郡山市高齢者在宅生活支援事業利用券（第3号様式）を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査により、利用資格がないと認められた者には、郡山市高齢者在宅生活支援事業不助成通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 第5条第3項の規定にかかわらず、年度の中で利用券の交付を申請する者に当該年度分として交付する利用券の枚数は、別表のとおりとする。

4 利用券は、再交付しないものとする。

5 市長は、認められた利用資格を毎年4月1日現在の状況により審査し、引き続き利用資格を有すると認める場合は、継続して利用券の交付を行うことができるものとする。

(利用券の使用方法)

第8条 前条第1項の利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用券を使用するときは、この要綱に基づく助成の対象である旨を申し出て、シルバー人材センターに支援の依頼をしなければならない。

2 利用者は、前項の依頼に係る支援が完了したときは、シルバー人材センターの支援員（以下「支援員」という。）に助成の対象外の対価の支払いと併せて利用券を提出しなければならない。

3 利用券は、1時間以内の支援1回の利用にあたり、支援員一人につき1枚使用するものとする。

4 利用者は、同一日において、利用券を複数枚使用することができるものとし、その使用枚数に制限は設けない。

(交付台帳等の整備)

第9条 市長は、利用券の交付状況を明確にするため、台帳等を整備しておくものとする。

(利用券の清算)

第10条 シルバー人材センターは、利用券を受領したときは、毎月10日までに請求書に利用券を添えて、市長に請求を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、内容を審査し適当と認めるときは、利用券に係る助成金相当額を当該請求のあった月の翌月の10日までにシルバー人材センターに支払うものとする。

(利用券の有効期限)

第11条 利用券の有効期限は、当該交付を受けた日の属する年度の末日までとする。

(利用資格の喪失)

第12条 利用資格の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに郡山市高齢者在宅生活支援事業資格喪失届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 高齢者1人のみの世帯、65歳以上の者のみで構成された世帯又はこれらに準じる世帯の高齢者でなくなったとき。

(助成の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を取り消し、又は利用券若しくは既に助成した金額の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 利用券を不正に使用したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が助成を不相当と認めるとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 利用者は、この要綱に基づく助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

郡山市高齢者在宅生活支援事業利用券交付基準表

申請の日の属する月	交付枚数
4月	12枚
5月	11枚
6月	10枚
7月	9枚
8月	8枚
9月	7枚
10月	6枚
11月	5枚
12月	4枚
1月	3枚
2月	2枚
3月	1枚

第1号様式（第6条関係）

郡山市高齢者在宅生活支援事業申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所
氏名
(利用者との関係)
電話番号

郡山市高齢者在宅生活支援事業の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

助 成 対 象 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	大正 年 月 日 (歳) 昭和
	現在、介護保険法による要支援認定又は要介護認定を <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない	

備考

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 該当の箇所（□印）にレ点を付けてください。

認定番号		交付年月日	年 月 日
------	--	-------	-------

第2号様式（第7条関係）

郵便番号 郡山市
様

年度
郡山市高齢者在宅生活支援事業利用通知書

郡山市高齢者在宅生活支援事業実施要綱
に基づく利用資格者として通知します。

年 月 日
郡山市長



認定番号 _____

第3号様式（第7条関係）

年度 郡山市高齢者在宅生活支援事業利用券

認 定 番 号	
氏 名	
有 効 期 限	
助 成 限 度 額	

交付者
郡山市長



第4号様式（第7条関係）

郡山市高齢者在宅生活支援事業不助成通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで申請のありました郡山市高齢者在宅生活支援については、次の理由により助成しませんので、通知します。

申請者	住所	
	氏名	
助成しない理由		

第5号様式（第12条関係）

郡山市高齢者在宅生活支援事業資格喪失届

年 月 日

郡山市長

届出者 住所
氏名
電話番号

次のとおり、郡山市高齢者在宅生活支援の利用資格を喪失したので届け出ます。

利用資格者	住所	
	氏名	
利用券の番号	第	号
資格喪失の理由	<input type="checkbox"/> 利用資格者が市内に住所を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 利用資格者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 利用資格者が高齢者1人のみの世帯、65歳以上の者のみで構成された世帯又はこれらに準じる世帯の高齢者でなくなった。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
資格喪失年月日	年	月 日

備考 該当の箇所（□印）にレ点を付けてください。